

平成 29 年 2 月 2 日開催教育委員会会議記録

(秘密会の部を除く)

1 開会・閉会等について

日 時	平成 29 年 2 月 2 日 (木) 午後 3 時
場 所	教育委員会室
開 会	午後 3 時 00 分
閉 会	午後 4 時 18 分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	雁 部 隆 治
委 員	阿 部 博 道
委 員	坂 根 慶 子
委 員	淺 松 三 平
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	後 藤 隆 宏
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	岸 川 紀 子
教育委員会事務局参事 (すみだ教育研究所長事務取扱)	高 橋 宏 幸
学 務 課 長	須 藤 浩 司
指 導 室 長	月 田 行 俊
生涯学習課長	岡 本 香 織
スポーツ振興課長	佐 久 間 英 樹
ひきふね図書館長	石 原 恵 美

2 議題について

(1) 議決事項

- 第1 議案第 3 号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 第2 議案第 4 号 幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程の一部改正について
- 第3 議案第 5 号 すみだ教育指針 (墨田区教育振興基本計画) の策定について
- 第4 議案第 9 号 平成 29 年度墨田区一般会計予算案に関する意見の聴取について
- 第5 議案第 6 号 平成 28 年度墨田区一般会計補正予算 (第 7 号) 案に関する意見聴取について

3 会議の概要について

教育長 ただ今から教育委員会を開会します。本日の会議録署名人は雁部委員にお願いします。本日は、議決事項4件、報告事項2件を予定しておりましたが、墨田区教育委員会会議規則第2条の規定により、急施を要する事案として議案第9号を追加して審議することとします。ここで、本日の会議の進行について事務局から説明をお願いします。

庶務課長 議案第6号及び第9号については、いずれも教育委員会に係る議案として区議会に提案を予定している予算案に関する議案です。これについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、事前に教育委員会の意見を聴取した上で区議会に提案することとなっています。したがって、本案件は、区議会に提案されるまでの間は、墨田区情報公開条例第6条第5号の行政運営上の審議等情報に該当する非開示情報に当たるため、これら議案については非公開の会議で審議することが適当と考えられます。つきましては、会議の進行についてご審議いただければと考えております。

教育長 それでは、議案第6号及び第9号については、行政運営上の審議等情報に係る案件であることから秘密会として審議したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第6号及び第9号については、秘密会として執り行うことといたします。なお、会議の進行については、議案第3号から第5号及び報告事項が終了した後、秘密会に入ることといたします。

議決事項第1～2・・・資料P1～7

議案第3号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第4号「幼稚園教育職員の宿日直手当支給規定の一部改正について」を一括上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

雁部委員 幼稚園教育職員の宿直は、例えば一月に同一人物が何回までとか決まっているのですか。

庶務課長 我々職員も同じですが、同一人物について何回までという規定はありません。17時15分から翌日の8時30分まで宿日直勤務を命じられて、その時間によって支給の金額を決めるといいます。

雁部委員 現状、宿直というのは毎日のようにあるのですか。

庶務課長 すみません。補足させていただきますと、幼稚園教育職員はありません。我々管理職職員が防災待機ということで、当番制で宿日直勤務をしております。

雁部委員 同一人物がずっとということはないのですね。

庶務課長 はい。実態としては、今のところ0件です。

坂根委員 今まで実態ゼロということですが、例えば災害があつたりしたときは、宿日直勤務が命じられるという可能性はありますか。

庶務課長 通常、例えば東日本大震災のような災害発生時に、急に泊まりになるといったような対応については特殊勤務手当で対応することになると思います。宿日直勤務というのは、その勤務内容が宿日直をして行ふべきものに対して勤務を命ずるものです。今、坂根委員がおっしゃったような事例は、宿日直勤務にはあたらないと思います。

教育長 災害については、教育職員も特殊勤務手当になると思います。

次長 災害の手当というのは教職員にもありますので、それと準じたような形で、何時間以上勤務

した場合については幾らという、この手当と同じような形のものがありますので、そちらで支給することになります。

坂根委員 実態がゼロだと、イメージがわかりません。

教育長 災害時とかでは、通常災害の手当で対応しますので、実態としてはないのですが、廃止する理由もないので、現状にあわせて一部改正しているというのが実態です。

教育長 それでは、議案第3号及び第4号は原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり改正することにします。

議決事項第3・・・資料P8、別冊(議案第5号:別紙1、2)

議案第5号「すみだ教育指針(墨田区教育振興基本計画)の策定について」を上程し、すみだ教育研究所長が資料のとおり説明する。

坂根委員 このパブリックコメントの周知、意見の数8名、24件とありますが、区民の皆さんがどういうものを見て、意見をされたのか分かりますでしょうか。

すみだ教育研究所長 そこは把握していませんが、基本的にはホームページを見たというご意見が多かったと認識しております。

坂根委員 なぜそれを申し上げるかという、これをどういうところで見ているか、どこの閲覧が多いか、少ないか、それによっては閲覧が不要な場所があるかもしれません。また、もっと閲覧できるような形にしたらいいいということもあるかもしれません。ここではパブリックコメントした人数も多くありませんし、そこで別のアンケート等を実施していくとか、反省する必要があるかなと思います。

次長 実は、パブリックコメントのやり方は区全体でルール化されています。実施する場所について、どこまで要綱上規定してあるかは即答できませんが、ルール化されているので、一定程度区民の方が見られるような公の場所を実施すること、それからホームページで実施することになっておりますので、そのような考え方に基づいて、実施させていただいているというのが実態です。

坂根委員 ただ、1カ月ぐらい期間がある割には意見が少ないと思います。区全体もそのような感じでしょうか。そこら辺はちょっと考える必要があると思います。

次長 そういうご意見があったことは、所管している企画経営室にフィードバックさせていただきます。

坂根委員 お願いいたします。

雁部委員 この資料を見ていますと、かなり具体的な質問内容になっているのですが、どういう方が回答しているのかは分からないのですか。

すみだ教育研究所長 パブリックコメントを受けるときの必要要件は、一般的に住所、氏名、電話番号というのが基本とされています。その項目で公募し、いただいたご意見ということになっています。今回は、年齢や職業については分かりません。ただし、問い合わせがあったのは、教育関係の方が多かったということは分かっています。

次長 繰り返しになりますが、パブリックコメントを実施するための手続方法があって、そこには、相手方に求めるものとして、住所、氏名、団体等、電話番号等の連絡先の明示を求めるものとする明記されていますので、一応これに準じた形になっています。

教育長 今の「等」というのがどこまで広がるかという話になってくると思います。坂根委員、雁部委員からいろいろご意見をいただきましたが、今後、パブリックコメントを実施する際に、検討させていただきます。

雁部委員 この資料にある質問をした方がどういう関係の方かというのが分かると見方が違ってくると思いますので、重要なことだと思います。

すみだ教育研究所長 今後考慮して、パブリックコメントを実施します。

阿部委員 これは、匿名はだめなのですか。

スポーツ振興課長 スポーツの分野でパブリックコメントを何度かかけたことがありますので、お答えさせていただきますが、個人情報については、今、収集する個人情報は最低限にとどめなければならないという前提があります。私どもでも一般的にやっているのが住所、氏名、電話番号、ご連絡するために必要な情報程度の収集ということが基本となっております。ただ、今いただいたような観点での分析ということも必要な部分もあると思いますので、その辺につきましては、企画経営室にも情報を入れさせていただきます。

阿部委員 区民であることを証明したら匿名でもいいような気がしますが、そういう訳にはいかないのでしょうか。

すみだ教育研究所長 パブリックコメントは、特に区民とか区外とか分けていません。

阿部委員 どなたでもよろしいのですか。それでは、匿名でもいいのではないですか。

次長 「求めるものとする」となっていますから、基本的姿勢はやっぱり求めるものなんだろうなと思っていますが、ただ、どうしても匿名で来る場合もありますから、それについては、内容によって真摯に受けとめてやらせていただくというのがやり方なのかなというふうには思います。

坂根委員 先程申し上げたことに関連して言いますと、例えばどういう場所で閲覧したかということアンケートに書く欄があれば、こういう所でみんなが見ているというようなことが分かるので、その辺に力を入れるということもひとつの考えだと思います。

浅松委員 実施結果2ページ目の推進計画について、5年間の大まかなものになっていますが、1年ごとの取組を記載すべきという意見に対してですが、指針で、1年ごとに具体的な記載まで求めるものですか。例えば、指針の25ページの道徳の教科化への対応で、国も含めて流れが分かるものはいいのですが、基本的に指針というものは1年ごとの取り組み云々ということを出すものではないのではないかと私は思います。もちろん学校を含めた取り組みですから、学校全てを集約しながら行政が評価するということ、実施の成果を問うというのは大事ですが、そのあたり、質問された方の意図の中で答えになっていないのではないかと思います。指針そのものの趣旨というものを説明したほうがいいのではないかと思います。

すみだ教育研究所長 指針の推進計画の書き方についてはいろいろ意見がありますが、全体の指針と同じような形式で書いていまして、明らかに決まっている部分だけ記載しています。1年ごとに細かく記載できるのかというのはご指摘のとおりでございます。そういったところも踏まえながら、記載できるところは記載するという趣旨で作成させていただいています。

教育長 これは指針ですが、5年間の計画も含まれています。5年で計画が達成できるのかという観点からの質問として事務局では受けとめましたので、1年ずつ進行管理等をしていくという趣旨になります。

浅松委員 わかりました。

教育長 それでは、議案第5号は原案どおり定めることにしたいと思います。ご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、原案どおり定めることにします。

報告事項第1・・・資料P17

「平成28年度東京都教育委員会表彰(健康づくり功労)の受賞者について」、学務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はありますか。

(質疑・意見なし)

報告事項第2・・・資料P18

「すみだ生涯学習センター本館の臨時休館について」、生涯学習課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はありますか。

(質疑・意見なし)

教育長 事務局から追加で1件報告があります。

追加報告事項第1・・・資料P19～23

「「東京マラソン2017」及びランナー応援イベント「マラソン祭り」等の御案内について」、スポーツ振興課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はありますか。

雁部委員 補足ですが、先週の土曜日に都庁で説明会がありました。走っている方が楽しめるように、張り切って応援したいと思います。

その他

指導室長 1月31日に大阪市で小学校1年生の男の子が、下校後に友達と遊んでいたところ、ランドセルが引っかかって首が締まってしまい、重体になってしまったという事案がありました。それを受けまして、昨日、小学校・中学校ともに校内の遊具の使い方、寄り道をしないで帰る・決められた通学路で下校するなどの下校の仕方、あるいは冒頭のような遊び方についての注意喚起をお願いしたところです。本区でも同じようなことが起きないようにということで配慮させていただきました。

教育長 次に、議案第6号及び第9号を審議しますが、会議冒頭での取り決めにより、行政運営上の審議情報等に関わる案件であることから、秘密会として執り行うことといたしますので、傍聴人の方はご退出願います。

(傍聴人退室)

秘密会/教育委員会会議規則第26条第2項の規定により、別に会議録あり

教育長 以上で、教育委員会を閉会します。